総会（第６回）議事録

１　開催日時　令和８年９月２５日（金）１５時００分～１６時１５分（議案審議）
２　開催場所　市役所第８会議室
３　出席委員（３３名）
　〇農業委員（１７名）
　　会長　１５番　川本　康代
　　１番　浅井　和巳　　２番　城山　正巳　　３番　原口かよ子　　４番　山口　明美
　　５番　田川　康浩　　６番　渡邉　幸男　　７番　一瀬　　晃　　８番　福田　文夫
　１０番　朝長　洋市　１１番　開田　陽子　１２番　田川　正道　１３番　渡邊　和秋
　１４番　冨岡　勝真　１７番　岩﨑　義秀　　１８番　小川　良一　１９番　大石　純子
　〇農地利用最適化推進委員（１６名）
　　１番　岩﨑　照美　　２番　松尾　慎二　　３番　田中　忠彦　　４番　加藤　和美
　　５番　朝長　卓也　　６番　富浦　春男　　９番　山浦　弘之　１０番　井川　春彦
　１１番　大塚　京子　１２番　吉村　友宏　１３番　久保　和幸　１４番　瀬戸口裕子
　１５番　森　　良広　１６番　野田　善則　１７番　山本　治義　１８番　山口　周次
４　欠席委員（５名）
　〇農業委員（２名）
　　９番　川副　博司　１６番　山田　武人
　〇農地利用最適化推進委員（３名）
　　７番　林　　敏弘　　８番　藤本　雅彦　１９番　植田　正和
５　議　　題　報告第１号　農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請の件
　　第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請の件
　　第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請の件
　　第４号議案　違反転用について
　　第５号議案　大村農業振興地域整備計画の変更について（用途区域変更）
　　第６号議案　農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件
　　報告第２号　引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）
　　第７号議案　農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について
６　事 務 局　局長　前田　哲弘
　　係長　中村　哲也、一瀬　芙美香
　　職員　梶原　良太、髙栁　佳祐、後田　菜那

１　開会
〇事務局
　ただいまから「令和８年度第６回農業委員会定例総会」を開会いたします。
　それでは、総会の開会にあたり、川本康代農業委員会会長がご挨拶申し上げます。

２　会長挨拶
〇会長
　＜会長挨拶＞

３　総会成立の報告
〇議長
　それでは、総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

〇事務局
　出席委員は、定足数に達しております。
　本日の欠席委員は、９番川副博司農業委員、１６番山田武人農業委員、７番林敏弘推進委員、８番藤本雅彦推進委員及び１９番植田正和推進委員から欠席の届けがあります。

４　議事録署名人指名
〇議長
　次に、本日の議事録署名人を、３番原口かよ子農業委員、１７番岩﨑義秀農業委員にお願いします。

５　議事
〇議長
　それでは、お手元の議案書を基に議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。議案書をお開きください。
　１ページ。報告第１号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　１番福重、野田町の農地、地目田、面積１，８３７㎡。契約者は、記載のとおりです。本件は、７ページの促進計画５番と関連があります。
　以上です。

〇議長
　報告第１号について、ご質問等ありませんか。

　＜質疑なし＞

〇議長
　報告第１号を終わります。
　次に、２ページ。第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請の件」を議題としま

す。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　１番大村、東大村１丁目の農地、地目田、面積８８４㎡。申請者は、記載のとおりです。
　本件は、規模拡大のため、農地を売買によって取得するものです。
　場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農用地内の農地です。

〇議長
　それでは、１番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇大村地区委員
　東大村の農地ですけども、事務局長がお話しされましたとおりの土地でありますけども。
　この議案書が着いた時に、耕作者に話を聞きました。その農地の上下が耕作者の土地でしたので。その真ん中、下から３枚目が売買にかかるということで。現地確認は、２０日に行ったんですけども。その前に、これは話を聞いてみないと分からないということで、農地の状況と経緯について、耕作者に尋ねに行きました。
　「何で、他の人が買うの」ということはあるんですけども、この申請書上は問題ないんですけども。
　この、下から３番目の農地は、上下にある農地の所有者が借りて作ってた所で、譲渡人が売るということになったそうで。耕作者は、だいぶ困惑していらっしゃいましたけれども。（※貸借の届出がされていないため、耕作権の保護ができない）
　１つ、私も疑問なんですけど。中山間地補助金がかかってる、というか、基盤整備してるのでは。今回の購入者も中山間地に入らないと、下の田にも影響があるのでは。

〇事務局
　中山間地に入るかどうかというのは、私達も、そこまでは購入者にお聞きはしてないんですけれども。
　今回、農地として買われて、計画でも水稲を計画されていますので。私達も、それで審査をするしかないのかな、ということで。私達が現地確認をした際にも、耕作者の方にお会いをしまして、色々お話をお聞きしたところなんですけれども。
　途中の田んぼにはなるんですけれども。水も、水路が別にあって、田越ではないということで、水の方も下の田んぼには行くと。もし、その水が足りない時は、逆の方向からパイプを入れて引かれておるんですけれども、そちらの方も下に行くようにパイプの延長をしていきたい、ということで、行政書士を通じてですけれども、今度買われる方にお願いをしたところではございます。

〇大村地区委員
　水路の件を、話を聞いてきましたので。
　ただ、耕作者が借りて作っておられるのを、不意打ちで売買にかかってる、というのが。

譲受人もちゃんと作られるでしょうけども。
　それで、一応、理解をして、仕方ないですね、ということで帰って来たんですけども。問題はない、ということですよね。

〇事務局
　耕作者にも、ちょっとお話をしたんですけども、「何か違う動きが出れば、すぐ事務局の方にご連絡ください」ということで、お話をしてきたところでございます。

〇議長
　１番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

〇委員
　譲受人は、他の所でも農業とかされてるんですか。
　農地を買う資格はあるのかな。

〇事務局
　農業者としても、農家台帳の方には登録ありますし。先月も、別の農地の購入というか、３条の許可を得られてますので。

〇委員
　前回のは、水稲ではなかったですよね。
　水田を継いでいくということですけども、ここが出来られる機器があるのか、というのは、ご存じではないですよね。

〇事務局
　申請書の方にも、コンバインとかトラクターとか、そういった物も所有をされているということで、記載があっております。なので、水稲もされている、ということで、申請上は見たところですけれども。

〇議長
　他に何か、皆様からご意見、ご質問はありませんか。

〇委員
　この土地は、中山間に入ってる土地か。

〇事務局
　入ってるそうです。

〇委員

中山間も、今、６期目の２年目に当たるんですもんね。それで、５年間管理しないと、もし、作らないようになった場合に、補助金の返還金が発生するんですよね。保全管理とかすれば良いんだけど。

〇議長
他に何か、皆様からご意見、ご質問ありませんか。
それでは、お諮りします。
１番大村について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

〇議長
ご異議がありませんので、１番大村は許可することとします。
次に、３ページ。第２号議案「農地法第４条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
１番鈴田、岩松町の農地、地目畑、現況宅地、合計面積３２０㎡。申請者は、記載のとおりです。
西側の申請地は、本年５月２６日開催の総会における、農用地区域から除外の承認により、８月２８日付けで市の除外承認が得られています。
本件は、違反転用の簡易追認案件となります。
なお、倉庫敷きと進入路について別々に顛末書が提出されているため、資料として添付している顛末書及び県からの通知は２枚ずつあります。
顛末書によると、申請者の祖父が許可を受けないまま、隣接農地を、昭和３１年に倉庫敷きに転用し、また、それ以前に隣接宅地に自宅及び親族宅が建築された際、住宅への進入路に転用していたものです。その後、違反転用の認識がないまま申請者の父が相続し、次いで申請者が相続して、現在も進入路及び倉庫敷きとなっています。今回、自宅を建て替えようとしたところ違反転用が判明したため、違反状態を是正するため農地転用許可の申請を行ったとしています。
３月２５日及び５月２０日に土地の所有者から顛末書が提出されたことに伴い、３月２６日及び５月２６日に県に違反転用の報告を行いました。県より、長崎県農地転用事務指針第４条の１（３）「簡易手続き相当の違反案件の基準」のうち「③非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、２０年以上引き続き非農地である土地」に該当するとの通知を、３月３１日及び５月２８日付けで受けています。
追認する内容は、現状のまま倉庫敷き及び進入路として使用するものです。
場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第１種農地です。
被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、申請地内の溜桝を経由して水路に放

流。汚水生活雑排水は、倉庫敷き及び進入路のため発生しません。隣接する農地は、北側及び南側にあります。
　資金については、現状のまま利用されるため必要ありません。
　なお、今月の４条及び５条の申請を県に進達した場合、許可は１０月以降になりますが、１０月から大村市が指定市町村に指定されることにより農業委員会会長が農地転用の許可権者となるため、県と協議した結果、本件は１０月１日に県から事務移管を受け、同日付で大村市農業委員会会長が許可を行う予定です。

〇議長
　それでは、１番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇鈴田地区委員
　今、事務局より詳しい説明がありました。
　２３日に、現地を確認に行きました。
　補足説明は、もう十二分というほど事務局の方から説明がありましたので、これといってはありません。
　顛末書を出されて、周りの農地も申請人のものですし、何も影響はないと見て、判断しました。
　皆様のご審議、よろしくお願いします。

〇議長
　１番鈴田について、ご質問等はありませんか。

　＜質疑なし＞

〇議長
　それでは、お諮りします。
　１番鈴田について、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　異議なしということで、１番鈴田は、許可相当とします。
　また、本件は１０月１日付けで許可することに、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　異議なしということで、１番鈴田は、１０月１日に許可することとします。

次に、４ページ。第３号議案「農地法第５条の規定による許可申請の件」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

〇事務局

１番竹松、鬼橋町の農地、地目畑及び田、合計面積８，４５８㎡。併用地として利用予定の山林、林道及び県道を含む全体面積は８，６６２．５２㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、賃貸借権の設定です。

本件は、賃借人が店舗２棟及び駐車場を整備して賃貸する計画です。本計画の土地造成は、開発許可申請が提出されています。盛土規制法による宅地造成等工事規制区域内の０．５ｍを超える盛土となりますが、みなし許可となるため盛土許可申請は不要となります。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。

被害防除計画では、切土最高１．７５ｍ、盛土最高１．５０ｍ、土留め工事及び擁壁を設けるとしています。雨水排水は、計画地内の水路及び集水桝を経由して南西側の県道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、北側、東側及び南東側にあります。隣接農地への通路を確保するとしています。

資金については、残高証明書を確認しています。

本申請は、３，０００㎡を超える転用案件のため、来月９日に開催される常設審議委員会への諮問案件となります。

なお、本件も先程の４条と同様に１０月１日に県から事務移管を受けますが、常設審議委員会への諮問で異議なしとの答申を受け、開発許可が下りた場合のみ、開発許可日付けで大村市農業委員会会長が許可を行う予定です。

〇議長

それでは、１番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇竹松地区委員

今、事務局から説明がありましたとおりでございますが。

９月２１日に、委員４名で現場を回っております。

この現場は、当初は、大村の鬼橋坂口線の周辺整備事業にかかっておりましたけれども。今年の７月に、民間整備ということで、この賃借人の方が賃貸ということに、変わっておるところでございます。

場所は、道路端でございますが。その上の水田は、もう、今年の秋から収用に入るということで。今年までは作られておりますけど、来年からは、ほぼ、営農される気がなくなるんじゃなかろうかと思っております。

ただし、ここに用水路があります。水利組合が２組程あるんですけど。この用水路については、きちっと整理しないと。この道下に水田がありますので、用水路の確保というのを、十分お願いしたいと思っております。

〇議長
　１番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。
　それでは、お諮りします。
　１番竹松について、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　異議なしということで、１番竹松は、許可相当とします。
　なお、本件は常設審議委員会への諮問で異議なしとの答申を受け、開発許可が下りた場合のみ、開発許可日付けで許可することに、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　異議なしということで、１番竹松は、常設審議委員会への諮問で異議なしとの意見を受け、開発許可が下りた場合のみ、開発許可日に許可することとします。
　次に、５ページ。第４号議案「違反転用について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　１番西大村、諏訪３丁目の農地、地目畑、面積４２８㎡の内１７３．１４㎡。土地所有者及び違反転用者は、記載のとおりです。
　本件は、経緯のとおり、転用実行者が所有する住宅の隣地である母親の農地に離れを増築したいとの依頼を受けた申請代理人から違反転用の疑いがあるとして相談があったため、申請代理人に対して違反転用の経過の調査と報告を依頼し、９月１０日に顛末書が提出されました。
　顛末書によると、転用実行者及び当該土地所有者は、違反転用の認識がないまま、平成２３年頃に倉庫を建築。その後、平成２８年頃及び令和２年頃に当該土地に跨がる形で隣接宅地建物を増築。さらに、令和２年頃にカーポートを建築したとしています。
　場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
　９月１４日付けで、事務局から県への違反転用事案として報告を行い、県から９月１６日付けで本農業委員会の総会における本事案に対する意見が求められています。
　つきまして、議案の農業委員会事務局の意見案のとおり、「違反転用地及び隣接宅地に居住する違反転用地所有者以外の農地が隣接していないことから、違反転用発生当初から現在まで隣接する土地への影響は少ない。仮に原状回復を行った場合、住居の増築部分は住居と一体化しているため、解体すると住居スペースの外壁に影響があること、さらに違反転用者の資金面の負担が大きくなることから原状回復は現実的でないと考えられる。当該の農地区分

は第３種農地であり、当初から申請していれば許可相当と見込まれる。また、違反転用者に過去の違反歴はなく、顛末書の内容から違反転用の認識不足による違反であると思われる。」
　以上のことから、本事案に関する農業委員会の意見として「追認許可相当と判断する」ことについてご審議をお願いするものです。
　なお、今回追認許可相当と判断されれば、来月以降に改めて農地転用申請が提出されることとなります。

〇議長
　それでは、１番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇西大村地区委員
　今月９月２２日に、地区の委員で現場を確認に行ってきました。
　ただいま説明があったとおりですけど。最初から転用申請をしてあれば良かったんですけど、その認識が本人さん達もなくて、このような事態になったと思いますけど。
　周りに隣接する農地もなくて、現状復帰ということは、今の段階で、ちょっと。
　ということで、確認をしてきました。
　皆さん、ご審議をよろしくお願いします。

〇議長
　１番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

　＜質疑なし＞

〇議長
　何か気になるようなことがあれば、今の内にご質問をお願いします。良いですか。
　それでは、お諮りします。
　１番西大村について、追認許可相当とすることにご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　１番西大村については「追認許可相当と判断する」ことに決定します。
　次に、６ページ。第５号議案「大村農業振興地域整備計画の変更について（用途区域変更）」を議題とします。次の１番鈴田の中で、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定による議事参与の制限に該当する委員がおられます。該当する委員の退室をお願いします。

　＜該当委員　退室＞

〇議長

それでは、事務局から説明をお願いします。

〇事務局
１番鈴田、岩松町の農地、地目田、面積１，１３４㎡の内８５．６４㎡。所有者、申請者は、記載のとおりです。
本件は、申請者が所有している農地に農業用井戸を設置するため、その用途区分を農地から農業用施設用地に用途変更することについて、農業委員会に対して市長から意見を求められているものです。
場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地の第１種農地です。
被害防除計画では、切土なし、盛土２．０ｍから２．５ｍ、法面保護を行うとしています。雨水排水は、東側の水路へ放流。汚水、生活雑排水は農業用井戸のため発生しません。なお、南側に申請者の残りの農地が隣接しております。

〇議長
それでは、１番鈴田について、ご質問等ありませんか。

〇委員
これは、新幹線が作った井戸ですよね。
新幹線は、事前に許可を取ってますよね。申請を出してますよね。新幹線は、そういう方式じゃなかったですか。

〇事務局
今回は出されてなかった。
農用地の用途変更の申請はされてなかったということで、今回。

〇議長
他に何か、皆様からご意見、ご質問はありませんか。
それでは、お諮りします。
１番鈴田について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

〇議長
ご異議がありませんので、第５号議案は「支障ない」旨を回答とすることとします。
ここで、該当する委員の入室を許可します。

＜該当委員　入室＞

〇議長
　次に、７ページ。第６号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　促進計画は貸付申込者と借入申込者と農地中間管理事業の公益財団法人長崎県農業振興公社の原則３者契約となります。
　本議案は、５件の集積配分計画となります。
　時間の都合上、新規配分のみご説明します。
　３番大村、利用権を設定する農地は、東大村１丁目の農地、面積１３，７２６㎡の内２，０００㎡。借入申込者は、さつまいもを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。
　本件の９月の促進計画面積は合計欄に記載のとおりです。
　以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項各号の要件を満たしているものと考えられます。

〇議長
　それでは、第６号議案について、ご質問等ありませんか。

〇委員
　設定する利用期間は、これは、ミカンを作られる所なんかも、５年間しか貸借をしておられないんですけど。こんなのは、申請する時に長期で借りられないのかな。最長５０年位借りられますよね。
　貸す側の意向ですか。

〇事務局
　そうですね。ミカンは永年作物になるかと思いますけれども。通常でしたら、先ほど言われたように、長期で貸借をしないと、ミカンの木がありますので、となりますけれども。やはり、これは相手がございますので。双方の話し合い後に、とりあえず５年ということで、今回、契約を結ばれるという風に聞いてございます。

〇委員
　こういう柑橘系とか、長期に渡る時は、長い期間で契約するよう、できれば進めて欲しい。

〇事務局
　そういう意見があったということで、農林水産振興課の受付担当者の方に伝えていきたいとは思っております。

〇議長

それでは、皆様から何か、ご意見、ご質問はありませんか。
それでは、お諮りします。
第６号議案について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

〇議長
ご異議がありませんので、第６号議案は計画のとおり要請することとします。
次に、８ページ。報告第２号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）」を、事務局から説明をお願いします。

〇事務局
本件は、３年ごとの相続税の納税猶予継続届けの際に必要な証明です。
依頼のあった当該報告書について、記載の確認事項を事務局及び地元委員による農業経営状況について確認した結果、１番西大村、２番西大村及び３番竹松の相続人は、適格に農業経営を行っていると判断されましたので、農業委員会会長専決にて、記載の報告日付で税務署に提出したことを報告します。

〇議長
それでは、報告第２号について、ご質問等はありませんか。

＜質疑なし＞

〇議長
報告第２号を終わります。
次に、追加議案の第７号議案「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇中村係長
タブレットの「【追加第７号議案】「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）をご覧ください。
１ページ目をお願いします。本指針は、「第１　基本的な考え方」に記載がありますように、平成 28 年度の法改正に伴い、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の最も重要な業務として明確に位置付けられました。
なお、本指針の作成につきましては、令和５年４月１日施行の改正農業委員会法の改正により、努力義務から必須へと変わり、全ての農業委員会で作成が義務づけられているところです。今回、黄色の網掛けの記載がありますように、改選年に指針の検証・見直しを行う必要があることから、本見直し案を提案するものです。なお、先月の理事・幹事会で提案・説明を行い、了承を得ていますのでよろしくお願いいたします。

２ページ目をお願いします。赤文字で記載されている箇所が変更箇所になりますが、基本的には３つの項目について、目標数値の再設定となります。

まず、ご覧いただいている「１（１）遊休農地の解消目標」です。

３ページ目をお願いします。２つ目は「２（１）担い手への農地利用集積目標」です。

４ページ目をお願いします。３つ目は「３（１）新規参入の促進目標」です。

各項目の目標設定の考え方についてご説明いたしますが、積算や算定の考え方なども含めたご説明を６ページ以降に記載しています。

６ページ目をお願いします。さきほど申し上げた３項目を抜粋し、前回令和５年度の見直し時点と今回の見直し案の対比ができる資料にしています。それでは、「１（１）遊休農地の解消目標」です。赤枠が今回の見直し案で、目標としては「令和１３年度までに、遊休農地面積を４９．３ｈａにすることを目標とする。」としています。表内の現状（令和８年３月末）の数値は、７月の初総会・全体会の中で遊休農地に関するご説明で使用した令和８年３月末時点のデータになります。表の下の「注１」には、数値の元データを明確にするため、ご覧の文言に修正したいと考えています。

表真ん中の３年後（令和１１年３月末）と６年後（令和１４年３月末）の数値の算出は、黒の点線内「算定の考え方」に記載しています。農地面積(A)については、農地から農地以外に移動する面積を算出し、基本的には面積は減少していく見込みです。参照データは、令和５年度から令和７年度の４条・５条申請面積と非農地通知の面積の実績です。実績から計算し、１年あたりでマイナス４２．７ｈａとして推計し、表内の数値になっています。遊休農地面積(B)については、現状１２３．１ｈａの面積を１０年後に０になるよう、１年あたりでマイナス１２．３ｈａとして計算し、表内の数値になっています。

続きまして、７ページ目の「２（１）担い手への農地利用集積目標」です。赤枠が今回の見直し案で、目標としては「令和 13 年度までに、集積面積を９０４．９ｈａにすることを目標とする。」としています。表内の現状（令和８年３月末）の数値は、５月の総会で追加議案として「令和７年度の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご説明した際の令和８年３月末時点のデータになります。表の下の「注１」には数値の元データを明確にするため、ご覧の文言に修正したいと考えています。

表真ん中の３年後（令和１１年３月末）と６年後（令和１４年３月末）の数値の算出は、黒の点線内「算定の考え方」に記載しています。農地面積(A)については、国が公表している統計データの令和２年度から令和７年度の面積の推移から計算し、１年あたりでマイナス８．３ｈａの減少となっています。端数調整し、１年あたりでマイナス１０．０ｈａで推計し、表内の数値になっています。遊休農地面積(B)については、５月の総会で「ながさき農業委員会１・１運動」実施要領のご説明をした際、大村市割当の集積面積が「１３．９ｈａ」から「５５．０ｈａ」に大幅に引き上げられたと申し上げました。そのまま「５５．０ｈａ」を当てはめた場合、６年後（令和１４年３月末）の集積面積は１，０００ｈａを超え、集積率も８５％を超えるため、目標値としての整合性に疑義が生じたことから、県農業会議に確認をいたしました。農業会議からは「県全体の目標として、１２年度までに県集積率目標を７０％としている。この考え方に準じた目標設定は可能」との見解が示されたため、県に準じた算定（12 年度までに集積率目標を７０％）を行うこととしました。１

年あたりで２９．８ｈａの集積として推計し、表内の数値になっています。参考値として、右端に今回の基準とした１２年度末目標値を記載しています。

最後に、８ページ目の「３（１）新規参入の促進目標」です。赤枠が今回の見直し案で、目標としては「令和１３年度まで、貸付同意面積の割合を１００．０％にすることを目標とする。」としています。表内の現状（令和８年３月末）の数値は、５月の総会で追加議案として「令和７年度の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご説明した際の令和８年３月末時点のデータになります。

表真ん中の３年後（令和１１年３月末）と６年後（令和１４年３月末）の数値の算出は、黒の点線内「算定の考え方」に記載しています。「新規参入者数」については、令和２年度から令和７年度の過去実績から計算し、単年目標を「３経営体」、農地面積「２．６ｈａ」として設定しています。累計は、単年目標数値が積み上がっていく計算となり、表内の数値になっています。真ん中から右の「新規参入者貸付に係る農地所有者の同意」については、ご覧のように現状（令和８年３月末）の数値が２３３．３％で、すでに１００％を超える割合になっています。また、この傾向は今後も引き続くことが予想されます。目標(A)の算出は、権利移動面積がベースにあり、いわゆる農地法第３条による移動面積と基盤法による移動面積の合計が算定の基礎でしたが、基盤法から農地バンク法への移管に伴い、法第３条による移動面積のみが算定基礎になったため、連動して目標数値が下がります。もう一つの背景として、高齢化や後継不足により農地を貸したい方が増える場合、連動して実績（B)の数値が上がっていくことが予想されるためです。

このことから、目標としては、目標（A)と実績（B)を同数値として、割合を１００％とする目標設定にしています。

以上、指針（案）としてご提案いたします。ご承認頂けましたら、速やかに市 HP で公表いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等ありませんか。

＜質疑なし＞

〇議長

それでは、お諮りします。

第７号議案について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

〇議長

ご異議がありませんので、第７号議案は承認することとします。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。